

令和3年3月29日

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
〔公 印 省 略〕

郡外（県外）に移動した場合の登校・出勤の取扱及び感染拡大防止対策の変更について（通知）

平素より、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただき感謝申し上げます。

本市では、各学校における感染拡大防止対策の一環として、「郡外（県外を含む。）に移動した場合の取扱及び感染拡大防止対策について」を通知し取り組んできました。（※令和2年10月6日付け石教第1153号）

これまで、郡外に移動した場合、県内と県外を異なる取扱いとしてきましたが、過去1年間の学校における感染拡大防止対策の経験等を踏まえ、今後は、県内・県外を下記のとおり同一規準にいたします。引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みをよろしく願いいたします。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等を改めて通知いたします。

記

1 郡外（県内・県外）に移動した場合の登校・出勤の判断基準について

- (1) 郡外への移動については、下記（3）の感染拡大防止対策を遵守し、併せて、旅行届（様式1）の提出及び帰島後2週間の健康観察、感染拡大防止対策を徹底することとし、登校・出勤を可とします。

※旅行届（様式1）は学校で配布及び保管し、帰島後の児童生徒、及び学校関係職員の健康観察資料とします。

(2) 対象者

石垣市立小中学校に在籍する児童生徒及び学校関係職員

（※令和3年4月1日より石垣市へ転入及び配置される児童生徒及び学校関係者も含む。）

(3) 新型コロナウイルス感染症予防対策（条件）

①移動中は大人数での会食はせず、普段一緒にいる人と会食する場合においても、長時間にならにようにする。（会食は、感染拡大防止対策を十分に行っている店舗で行うこと。）

②郡外へ移動し、帰島した場合、登校前の検温及び健康観察シート（帰島後2週間）の記録を丁寧に行うこと。

③帰島後、最低1週間は、家族以外の人や同僚等との会食を自粛すること。

④高齢者等のハイリスク者との接触を避けること。（概ね2週間）

⑤体調の変化がある場合は、感染拡大防止の為、速やかに申し出ること。

- (4) 施行日 令和3年4月1日から実施とします。